

侵害品対策における開発活動と知的財産活動の協働の意義

— インクタンク事件裁判を事例として —

赤間愛理 (東北大学大学院経済学研究科 博士研究員)

Significance of the Collaboration of Development Activity and the Intellectual Property Activity for an Infringement Product — Infringement Litigation Trial for Ink Tank —

Airi Akama

Postdoctoral Researcher, Graduate School of Economics and Management, Tohoku University

【要旨】 組織における環境とは適応するだけでなく、操作可能な存在である。本稿では組織が行う環境操作の側面に注目し、侵害品に対する知的財産活動と開発活動の協働がどのような意図とプロセスにより環境に対して働きかけを行うのかを特許の権利化と侵害訴訟裁判を事例として分析する。両活動の協働により環境操作の射程と領域が拡大する可能性があることが明らかとなった。

【キーワード】 環境 組織 知的財産活動 侵害訴訟裁判 インクタンク

【受領日】 2020年9月30日 【採択日】 2021年3月19日

【Abstract】 Environment to an organization is not only a thing an organization adapts itself to, but also the one to manipulate. By analyzing a patent prosecution and an infringement litigation trial, we study how the collaboration of the development activity and the intellectual property activity manipulates the environment with intention and process. We show that the range and the domain of environmental manipulation possibly expand by the collaboration of both of the activities.

【Keywords】 Environment Organization Intellectual property activity Infringement litigation trials
Ink tank

【Date of receipt】 2020.9.30 【Date of approval】 2021.3.19

1. はじめに 問題の所在と本稿の研究対象領域

1.1. 知財立国に向けての取り組み

2000年代以降知財活動の重要性に対する議論が高まり、2002年2月の小泉純一郎元総理大臣の知的財産立国宣言を受けて知的財産戦略大綱が整備され、同年12月に知的財産基本法が制定された。

2003年には知的財産基本法1条に基づく内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が設置される等国家戦略として知的財産立国に向けての施策が推進されてきた。しかし、知財立国としての評価は低いままであり、特に電機産業という集積型製品を扱う領域で知財活動がうまく機能していないという現状が指摘されている（渋谷、2018）。知財立国を掲げた国の取り組みが立法や施策という形で先行しているのに対して、企業の知財活動が後れをとって

る現状に対しては厳しい評価がなされている(渋谷, 2018)。その原因として論者からは、知財活動を戦略に組み入れることの困難性や、知財活動のメカニズムが見えにくくわかりにくい(長谷川, 2010; 渡部, 2012) こと、また知財部員や弁理士といった業界関係者のノウハウによってセオリが構築されている(鯨島・溝田, 2012; 鯨島, 2014) こと等が挙げられている。

1.2. 本稿の研究の問いと研究対象としての知財活動の領域

企業活動は望むと望まざるにかかわらず、環境と相互のインタラクションを行うなかにあるといえる。従って、組織にとって環境を定義することは、何が組織の中にあり、何が組織の外にあるのかという点を組織自らに問うものであるということもできる。組織を取り巻く環境は、組織を研究する上での中心的概念とみなされ、後述するように様々な理論が構築されてきたが、これまでの研究では、もっぱら現時点での環境類型の識別に焦点が当てられてきた(岸田, 2006)。しかし、時間の経過とともに組織が直面する状況は変化し得る。この点を企業の知財活動との関係で考えてみれば、特許の権利化は出願、審査請求等の手続を経て、数年程度かかる場合も多く、権利化時点における競合者や市場環境を事前に想定しておく必要がある。1.1. 節で述べた知財活動の実務的難しさは、こうした外部環境のいわば「先読み」が難しいこともその一因であると考えられる。またそのような特色を持つ知財活動に関する理論構築の難しさは、現時点で組織が将来の環境をどのようにみなしていたのか、という点が見えにくい点にあると考えられる。これは環境類型の識別を現時点を対象として、共時的な視点からの理論構築を主流としてきた既存研究では蓄積が浅く、十分な検討がなされていない領域である。

本稿の目的は、製品開発過程における企業の開発活動と知財活動の協働を分析対象とし、インクタンク事件裁判を事例として分析を行うものである。これにより通常は明らかになりにくい両者の協働の意図やプロセスにまで遡り、検討を加えた上で「開発活動と知財活動の協働の意義は何か」「開発活動と

知財活動は環境に対してどのような働きかけをするのか」という点を研究の問いとしている。事例として取り上げるのは事務機メーカーのキヤノンとリサイクル品製造業者のリサイクルアシスト社(以下アシスト社)がキヤノン保有のインクジェットプリンター用のインクタンクの特許侵害を争った一連の裁判及び当該インクタンクの特許出願・侵害訴訟に対するキヤノンの開発活動と知財活動である。

一口に知財活動といってもその業務は幅広く、研究対象としての知財活動をより明確にする必要がある。企業における知財活動は大きく下記6つに大別される(知的財産マネジメント第1委員会第2小委員会, 2012)。1 自社出願管理機能(出願業務、権利化業務、年金管理等)、2 係争・交渉機能(他社権利化対策等)、3 調査・情報管理機能(特許調査・特許情報解析等)、4 法務関連機能(契約確認業務等)、5 企画・戦略機能(社員教育等)、6 知財部門管理機能(予算管理・労務管理等)である。このなかで知的財産権の権利形成に直接の関与を及ぼす知財活動は、1 自社出願管理機能と2 係争・交渉機能とみなすことができる¹。知財活動という語句に対して、統一された学術的定義はなく、各論者が独自に定義を行っているが、本稿では、研究の問いで設定した環境と強く関連する知財活動として、1と2の領域、具体的には、特許の権利化過程と特許訴訟を研究対象の中心とする。

2. 先行研究

本節では、2.1. 節で協働に関する先行研究を、2.2. 節で組織と外部環境に関する主要な理論を検討する。2.3. 節で先行研究の検討から得られた示唆を基に企業の開発・知財活動と環境との関係を分析する本稿の分析視角を設定する。

2.1. 開発活動と知財活動の協働に関する研究

2.1.1. 協働に関する研究

開発過程における協働という概念は新しいものではない。Schmidt-Tiedman (1982) は、プロダクトイノベーションの全過程を通じて、研究・技術・営業部門が各役割をもって同時並行的に協働を行いな

がら、活動を進めていく随伴型モデル (Concomitance model) というプロセス概念を主張している。Schmidt-Tiedman が提唱したのは、パイプライン型プロセスを念頭においた協働の基本モデルとみることができる。

また知財部門との協働に限定している議論ではないが、企業の開発部門を統合することの重要性については多くの研究の蓄積がある (Iansiti, 1997; Lim, 2004)。Kline and Rosenberg (1986) は研究所の技術と市場のニーズを統合させ、イノベーションに貢献する連携・協働のあり方として「チェーン・リンクトモデル」を提示している。チェーン・リンクトモデルでは、企業の研究活動を設計、テスト、生産、流通などの各バリューチェーンと一体化し、研究活動と事業部の活動を知識を介してリンクさせるべきと提唱しており、多様な活動からのフィードバックループを想定したイノベーションの起点が存在することを示している。

知財活動に関する研究では、知財活動の重要性が認識されるとともに、知財活動を行う組織として知財部門の組織的位置付けや期待される活動内容についての研究が積み重ねられてきた (秋元, 2002; デービス and ハリソン, 2003; 平田・永田・佐々木・長谷川・遠山, 2000; 糸賀, 2000; 永田, 2004)。また知財部門と他部門との協働をそのコミュニケーションの実態解明といった分析視角からの研究 (藤田, 2005) も存在する。その反面、知財活動そのものやそのマネジメントに焦点を当てた研究の蓄積はまだ手薄であり、限られた成果 (小川, 2014) を除きどちらかといえば実務家の視点からの研究 (秋元, 2002; 糸賀, 2000; 丸島, 2001, 2002; 鮫島, 2014) がその中心となっているとみられる。また国際的な学術潮流においても、知財マネジメントに関する研究が遅れていることが指摘されている。イノベーションマネジメント領域のジャーナルにおける知的財産権の研究蓄積に注目したレビュー論文である Candelin-Palmqvist, Sandberg, and Mylly (2012) では、1970 年から 2009 年までの 40 年間に出版されたイノベーション領域を牽引していると見られるトップジャーナル 7 誌²に掲載された論文の中から知的財産権に焦点を当てた論文を抽出し、年別の論文発表

数の集計や研究テーマに関する分析を行った。その分析結果によれば、イノベーション領域における知的財産権に関する論文発表は 2000 年代以降に増加しており、研究の蓄積が浅いこと、また分析対象の論文の約 90% が産業や国別のマクロレベルの分析であり、企業レベルや組織の意思決定に関する研究はほとんどなされていないことが指摘されている。

2.1.2. 日本における協働過程としてのオーバーラッピングプロセス

1980 年代以降日本では、製品開発過程に緊密な部門間コミュニケーションを伴うオーバーラッピングプロセスが導入され、製品開発の期間やスピード等を向上させるのに高い成果を挙げた。オーバーラッピングプロセスとは、各工程をオーバーラップさせ、未完成の情報を小出しに流しながら、緊密な部門間の頻繁なコミュニケーションによる情報の共有により、前工程と後工程を同時並行的に行い、柔軟な対応を可能とするものである。オーバーラッピングプロセスは日本企業の新製品開発の速さと柔軟性を象徴するものであり、開発過程をチームメンバーが一同となって走り、パスしながら進めるラグビーのメタファーを用いて語られることもある (野中・竹内, 1996)。1980 年代からのオーバーラッピングプロセスでは新製品開発段階での活動期間短縮化に注力していたが、さらに上流の開発前段階での活動期間短縮化の努力を行うまでには至っていなかったという指摘 (櫻井, 2017) にみるように、製品開発前活動として行われる知財活動は明示的にオーバーラッピングプロセスに組み込まれてはいなかったと考えられる。

2.2. 組織と環境を巡る先行研究

組織を研究するに当たり、中心となる問いは「組織とは何か」であり、これが組織論の出発点であり、また到達点でもある。「組織とは何か」を問うことは「組織ではないものは何か」を問うことでもあり (小橋, 2018)、ここに環境の概念が形成される。環境の概念は組織の境界の外側にある「それ以外のものすべて」とする残余的なもの (Aldrich and Marsden, 1988) として発展してきた側面があり、また

何を環境に含めるか否かという意思決定によっても変化する (Hatch, 2013; 岸田, 1979)。組織論の研究においては、組織の境界の設定が概念的に困難であることを前提としつつ環境を指定することで一定の成果を挙げてきた (沼上, 2000)。

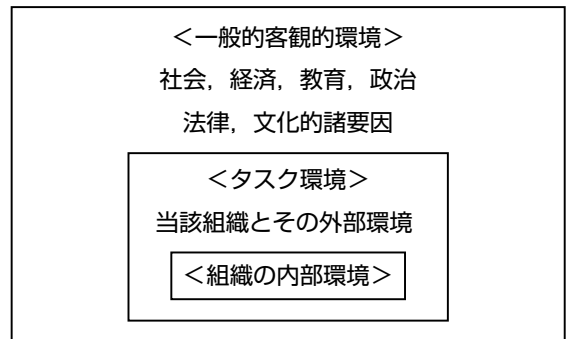
本稿で扱う事例はインクジェットプリンター用のインクタンクの特許権というイノベーションの領域に属するものである。経営組織論とイノベーション研究では直接扱う現象は異なっているが、本稿の研究の問いである環境と組織との関係についての議論は、規定する外部要因は異なるものの両者はほぼ同一の構図をとっている (加藤, 2011)。組織論では外部要因を外部環境と設定し、イノベーション研究では外部要因を需要や技術特性に設定しており、本稿の研究の問いとして設定した協働活動の環境への働きかけを分析するにあたり、経営組織論における環境理論を検討することで、意義ある示唆が得られると考えている。

2.2.1. 環境の概念と階層性

環境と組織に関連する研究分野は多様で、研究者が各々の視点で分析単位を独自に定めている (岸田, 2006) が、環境はおおよそ大きく3つから成ると論じられてきた。第1は組織の内部環境、第2は特定の外部環境としてのタスク環境、第3は全体環境としての一般的客観的環境である。一般的客観的環境は、諸組織が活動を行う場としての環境であり、組織の操業に影響する社会、経済、教育、政治、法律、文化的諸要因を含むとされ、諸組織によって認知された環境の集計として示される (岸田, 1979)。

タスク環境とは一般的客観的環境を背景として、特定の組織が直接に対応しなければならない環境 (Duncan, 1972; Thompson, 1967) である。直接に対応しなければならない環境とは管理者の直面する環境総体のうち、顧客、原料・労働力・設備等の供給者、市場における競争者、政府・組合等の規制グループ等であり、目標設定及び目標達成に関連する可能性を持つ環境部分である (Dill, 1958)。換言すれば、タスク環境とは当該の組織がその資源を依存し、協調、競争、規制を伴う取引を行う全ての組織や消費者等も含むものということもできる (岸田,

図表 1 環境の階層図



(先行研究をもとに筆者作成)

2006)。

この3つの環境の階層は、組織内の個人あるいはグループに焦点を当て、組織の内部環境を問題とするもの (第1階層：組織の内部環境)、ある1つの組織に焦点を当て、当該組織とその外部環境を問題とするもの (第2階層：タスク環境)、ある一定の全体環境に焦点を当て、社会システムとしての環境を問題とするもの (第3階層：一般的客観的環境) と表すことができる。この関係は図表1のように示される。

2.2.2. 組織の環境適応と環境操作

組織と環境の相互作用を考えた場合、環境が組織へ与える影響と組織が環境へ与える影響 (Emery and Trist, 1965) の2つに区分される。外部環境が組織をコントロールしていると考えれば前者の環境適応に該当し、組織が外部環境を創出したりコントロールしていると考えれば、後者の環境操作と捉えることができる。本節では各々の主だった理論とその環境観を検討する。

環境適応の側面を持つ理論

【コンティンジェンシー理論】

環境と組織に関する議論は、1960年代から70年代にかけて脚光を浴びたコンティンジェンシー理論から本格化した。コンティンジェンシー理論は、組織の有効性は、組織構造に代表される組織特性と組織が置かれた状況を反映するコンティンジェンシー要因との適合性によって決まると主張し、コンティンジェンシー要因として技術や組織規模等組織の

様々な面について議論が行われた (Lawrence and Lorsch, 1967; Woodward, 1965)。

コンティンジェンシー理論は、各状況でキーとなる条件を明らかにし、組織の置かれた状況と条件間の最善の適合関係を経験的な視点から体系化し決定しようとした理論であり、論者が注目したコンティンジェンシー要因は異なるものの、いずれも主として環境から組織への影響を扱っているという特徴がある (Hatch, 2013; 岸田, 2002)。そこでは組織に対する制約要因として環境が捉えられ、外部環境と組織との間に単純な規程関係を想定している。

【制度論】

制度論の主張は、組織にとって、行政、法律、宗教、教育等の社会的制度によって支持された価値観や、規範、規則に順応することは、社会的正当性を獲得する上で重要であり、それは組織が生き残る可能性を高める、というものである。制度論の主要な論者である DiMaggio and Powell (1983) は、組織は資源や顧客に関してのみ競争しているわけではなく、政治的パワーや制度の正当性に関しても競争していることを指摘する。ここでは正当性は多くの利益やよりよい製品・サービスを生み出した組織に与えられるものではなく、受容された慣習に従っている組織に与えられるものとされている。

制度論の持つ環境観に特徴的な点は、環境を技術的、経済的、物的要求と社会的、文化的、法的、政治的な要求の二重性を持つものとして捉え、組織に異なる2種類の環境への適応を課しているという点である。組織にとって環境は一意的ではなく、例えば技術的、経済的、物的要求が支配的な環境では、組織は製品、サービスを効果的に供給することが重要であるし、一方社会的、文化的、法的、政治的要求が支配的な環境であれば、社会的制度によって支持された価値観、規範、規則等に少なくとも見かけ上は順応することが重要になる (Hatch, 2013)。

環境創出や環境操作の側面を持つ理論

【ワイクのイナクトメント理論】

組織の構成員が環境に対して主観的な解釈を行うという議論を展開したのが Weick のイナクトメント理論である。Weick によれば「イナクトメント」は、「経験の特定の部分をさらに注意するために囲いこ

むこと」(Weick, 1997, 訳書 p58) であり、「有機体が外的“環境”と直接やりとりする唯一の過程」(Weick, 1997, 訳書 p170) と定義される。Weick は組織活動において自らが直面する環境の一部を自ら生み出しているという事実と、組織メンバーが自らの思考や行動を拘束する環境を創出する上で果たしている積極的な役割を強調してイナクトメントという言葉を用いている (星井, 2012) ように、イナクトメント理論では、環境とは組織の側から働きかけて、自ら創造するものとして捉えられている。そのため組織が知覚する環境の客観的特性と主観的評価は必ずしも一致するものではなく、換言すれば組織と環境とは峻別されるものではない。即ちイナクトメントにより解釈が客体化された結果として生じるものが環境であり、環境は組織が生み出す心理的・認知的な写像としてのアウトプットであるということになる。イナクトメント理論では環境は一方的に組織に影響を及ぼすものではなく、組織が行う意味付けや解釈という動態的な過程を通じて、心理的・認知的な写像として現れるという組織の環境解釈に焦点が当てられるという点に大きな特徴を持つ。

【資源依存論】

資源依存論は、組織は他の組織との相互依存関係のネットワークに制約されており、こうした組織を取り巻く環境の個別性、具体性を明らかにするべきという立場から登場した理論である。Pfeffer and Salancik (1978) によって体系化された資源依存論の主張は次のようなものである。組織は自らの存続発展に必要な資源をすべて保有しているわけではないため、存続に不可欠な資源を外部組織から獲得することを必要とするが、その資源の取引関係は必ずしも安定的なものではなく、組織の不確実性の源泉の1つとなる。その結果、組織はこの資源依存性から生じる不確実性や資源依存性そのものをコントロールしようとしてさまざまな戦略を行使し、企業レベルにおいては、合併、ジョイント・ベンチャー、政治的人材導入等の環境操作を積極的に行うようになる。資源依存論では、原材料、労働力、資本、設備、製品・サービスの販路等環境によってコントロールされている資源を組織が必要とするために組織の環境への依存が起こると解されており (Hatch,

2013), 環境に対する組織のパワーとコントロールという視点から議論を展開するものである。

【4つの理論の関係性】

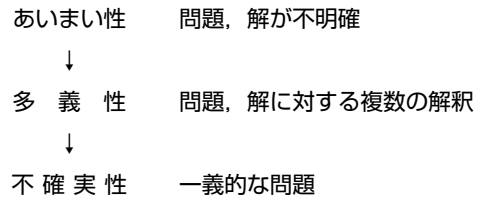
本節で取り上げた4つの理論を環境との関係から整理すれば、コンティンジェンシー理論と制度論は環境を比較的受動的な要因として、環境が組織を作り組織の成果を決定すると主張するのに対して、イナクトメント理論と資源依存論は、組織が環境を直接創造したり、環境に対して対抗的な措置をとる等積極的な役割を果たすものとして捉えているということができる(Hatch, 2013)。また4つの理論の関係性を次のように考えることもできる。組織にとって環境が創り出される過程が実現過程であり(イナクトメント理論)、環境を実現する際に組織は環境のどの部分に注目するかを選択できるので組織の能力に適合するように環境を変えるという可能性を展開することができる(資源依存論)。実現化された環境は組織行動を規定するインプットとなり(コンティンジェンシー理論)、組織は制度化された側面を持つため、より上位のシステムである環境から定義された意味付けを体現することによって生存し得る(制度論)(岸田, 2006)。

2.2.3. 組織の環境解釈の経時性

2.2.2. 節で述べたようにどの理論の視角を用いるのかによって環境と組織の関係は異なった側面を見せる。換言すれば環境を概念化するためにどのようなパースペクティブを構築するのかという点が多様な理論構築に貢献してきた。その反面各々の理論は、それぞれの理論が対象としている環境を通時的に観察する視点は充分ではない。

岸田(1994)では、複数の理論を経時的に結びつける重要性を指摘し、キューバミサイル危機を事例として解決に向かう過程でゴミ箱モデル、進化モデル、コンティンジェンシーセオリーのそれぞれがあてはまる局面があることを示した。岸田が提示したモデルはあいまい性(米政府内での複数の案の意味、その効果の不明確性の存在)→多義性(参加者間の対立的な案の存在)の把持と除去→不確実性の除去(合理性を持つ解決策の選択)というサイクルから成っている。小橋(2002)も同様の問題意識から、

図表2 あいまい性、多義性、不確実性に関する経時的モデル



(小橋(2002)をもとに筆者作成)

組織を取り巻く状況を規定する要因の主なものとして、あいまい性、多義性、不確実性の概念間の関係を複数の共時的モデル、経時的モデルを整理しつつより抽象度の高い理論を展開し、図表2のような概念間の経時的なモデル化を行った。

あいまい性の段階では、何が問題となっているのか、どのような解が存在するのかという点が不明確であり、なんらかの事象が発生した場合にメンバーにより意味が付与され、多義性の段階となる。多義性の段階では、何が問題であるかに関して様々な解釈が存在するが、社会的相互作用を通じて意味が一義的に決まり、どのように対処するのかという解が決まってくる(小橋, 2002)。

岸田や小橋の研究成果である経時的モデルを製品開発過程に援用すれば、開発活動とは製品上市の過程に向けて、問題・解が不明確なあいまい性から問題・解に関する複数の解釈を行う多義性の解釈を経て不確実性の段階に至り、その後不確実性を削減し解を導出する過程と捉えることができる。

2.3. 先行研究の検討から得られた本稿の分析視角

2.1. 節、2.2. 節での先行研究の検討により、経時性を持つ分析視角を設定する必要があると考えられる。2.1.2. 節で取り上げたオーバーラッピングプロセスは開発活動における協働過程であり、高い成果を挙げていた。しかし、さらに上流の製品開発前活動に活動の力点がおかれる知財活動を協働に組み入れるためには、製品開発の射程を今までよりも上流に伸ばす必要があり、これまでの製品開発過程ではあまり考慮されていない領域であった。2.2. 節の検

討からは、組織と環境を巡る様々な理論が存在しそれぞれの概念の環境を通時的に観察する視点は十分ではないこと、そのため組織を取り巻く状況を規定する概念を含めて経時的に分析することで、より精緻なモデル化が図られることが示されている。

これらの検討結果から知財活動の起点を明確に認識し、開発活動と知財活動の協働の過程と環境との相互の関係性という経時的視角を置いて、事例を分析することにより前2節で検討した既存研究の成果とは異なる知見が得られると考えられる。

3. 特許権の技術的思想・特許侵害及び特許侵害に対する企業の知財活動

本節では、4節で記述する事例の背景知識として、3.1.3.2.節で特許権における技術的思想及び特許侵害の要件について概要を記し、3.3.節で主に特許法の法的根拠から特許侵害に対応する企業の知財活動について述べる。3.4.節では本稿で扱う開発・知財活動と環境に関する通時的な理論枠組みを提示し、4節で取り上げる事例分析の位置付けを明らかにする。

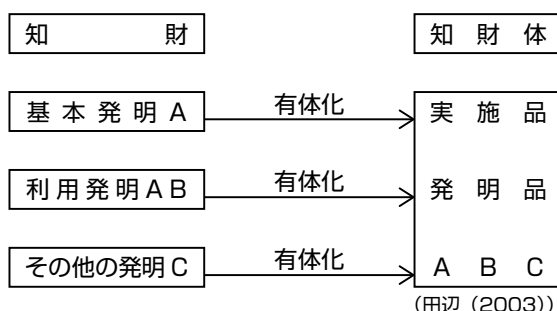
3.1. 特許権における技術的思想及び技術的思想抽出の困難性

3.1.1. 特許権における技術的思想

特許権の権利は無体の知財である特許発明に与えられる。特許法では、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義(特許法第2条第1項)し、産業上利用できる発明を保護対象としている。一方実施品や発明品は有体の知財体であり、両者は概念的に峻別すべきものである(田辺, 2003)。知財と知財体の関係を図示すれば図表3のようになる。

図表3の右側の知財体は無数の知財を有体化したものであり、その中に基本発明A、利用発明AB、その他の発明Cが含まれる。ここで発明Cは無数の発明のうちの1つを代表的に示すものである。基本発明Aの権利の対象は、単に無体の基本発明Aのみであり、同様に利用発明ABの権利の対象は無体の利用発明ABのみである(田辺, 2003)。換言

図表3 知財と知財体の関係



すれば特許権は請求項の文言によって表現された技術的思想といえることができる。

3.1.2. 技術的思想抽出の困難性

技術的思想を抽出するための開発活動と知財活動の協働は難しいものである。なぜなら開発活動ではどうしても直面する課題を解決する実施形を考え、実施形が異なれば異なる開発成果と捉えがちであるためである。しかし実施形が異なっている場合、共通する技術的な考え方が存在する場合が多く、技術的課題を解決した技術的思想を見出して権利化することが必要である(丸島, 2001)。特許の権利化自体はさほど困難なものではないが、例えば技術的思想の抽出がうまくいかず、実施形をそのまま権利化したような特許では他者に対して排他性を持つことができず、事業における特許の価値はほぼなくなってしまう。

3.2. 特許侵害

特許権者の許諾を得ずに第三者が業として特許発明を実施した場合は、原則として特許侵害となり、特許権者は権利侵害に対して創作の利用禁止や損害賠償を求めることができる。その場合特許権者は侵害行為者に対して、侵害行為の差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求等を行うことができる(末吉, 2020; 特許庁 HP)。特許権は3.1.1.節に述べたように無体物を保護の対象とするものであるが、特許侵害の場合の特許権行使制限の対象そのものは「特許権者が譲渡した特許製品」という有体物に限られ、特許侵害は有体物と深く関連する(大淵・茶園・平嶋・蘆立・横山, 2015)。また特許侵害に関

する学説の法理は、判例を理論的に説明する過程で形成されていくものである（木村，2009）。

3.3. 特許侵害に対応する企業の知財活動

3.3.1. 特許侵害に対する知財活動

自社の知的財産権を侵害している可能性のある被疑侵害品を放置しておく、権利行使に積極的でない企業と第三者に認識され、さらなる侵害を呼ぶおそれがある（中田，2015b）。そのため、侵害品を認めた場合は、①相手方が侵害の事実を知らずに実施している場合や停止要求に応じる可能性もあるため、まず警告書により話し合いの申し入れや差止・損害賠償の請求を行い、②ライセンス交渉を経て、③それでも決着がつかない時³の法的手続として侵害訴訟の提訴に踏み切るのが一般的である（村林・小松・谷口，2002；中田，2015b）。

特許権は特許権原簿への設定登録によって発生し（特許法 66 条）、特許権者は業として特許発明の実施をする権利を専有する（特許法 68 条）。しかし、特許は設定登録したからといって特許権者にとっていつでも権利行使が可能な安心できる権利とは言えない。例えば登録後に第三者からの意義の申立（特許法 113 条）を受けた審理の結果、異議が認められて特許が取り消される場合もあるし、第三者から無効審判を請求されて無効となる場合もある（村林ほか，2002）等権利の不安定性を持つものである。

特許侵害に対応して仮に和解で合意したとしても、和解は駆け引きであり双方が譲歩してはじめて成立するものであるから、請求の何割かは減じられるのが当然と言われている。また和解で決着がつかず、訴訟となった場合も、特許権者が権利行使できる実体的な特許権は、各裁判所の訴訟手続を通じ権利者と侵害者とされる者との具体的な攻防を通じ形成されるものであり、より厳しい結果⁴となる場合もある（村林ほか，2002）。権利行使のためには、権利侵害に積極的に対応し、訴訟となった場合は勝訴することが求められる。しかしながら侵害の立証責任は、原告にあるため、被告は侵害である確率が 50% 未満であるとの心証を裁判所に抱かせれば勝つことができる（中田，2015a）とされており、特許侵害訴訟の提訴は、特許権者にとって知財活動の

なかでも高い能力を必要とする活動といえる。

3.3.2. 特許侵害を規定する特許請求項の技術的範囲とその重要性

特許権の侵害とは、対象物が特許発明の技術的範囲に属する場合をいう。第三者に対して特許侵害を主張するためには、第三者の製品や方法が特許発明の技術的範囲に属するものであることを主張し、認められなければならない。特許権の権利侵害の確認のなかで最も重要とされるのがこの技術的範囲の特定と判断である（五月女，1966）。

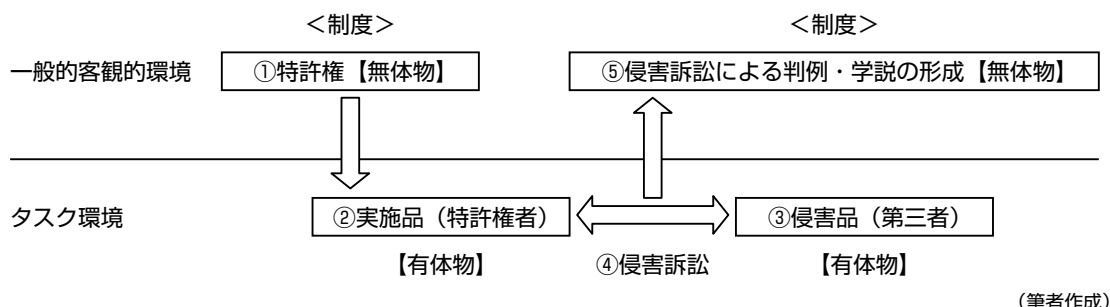
特許発明の技術的範囲は、特許請求項の記載に基づいて定められ（特許法 70 条）発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない（特許法 36 条第 5 項）。特許発明の侵害行為は、特許請求項に記載された発明の構成要件の全てを満たす実施行為を、正当な権原なく、第三者が行った場合に成立する（土肥，2010）ため、特許請求項は、権利の技術的範囲がこれに基づいて確定されるという点できわめて重要な意義を有している（坂間，1966）。つまり、いかに良い発明であっても、特許請求項が稚拙であれば、審査過程、権利行使時に大きく不利益を被り、結果として大した効力を持たない特許権になってしまう（淵，2014；葛西，1999）。

3.4. 知財活動と環境の概念枠組み

3.1. ～ 3.3. 節に述べた特許権の特質と特許侵害との関係を開発・知財活動と環境との関係から整理すれば図表 4 のような枠組みを持っている。

図表 4 は特許権の登録から市場における特許実施品の販売、侵害品に対する侵害訴訟を経て、判例に至るまでを時系列で整理したものである。時系列で見れば、技術的思想を内包する特許権が特許制度という一般的客観的環境において無体物の権利となり（①）、その後その特許を有体化した実施品が市場というタスク環境下において販売され（②）、実施品を侵害するものとして侵害品が同市場に現れる（③）、特許権者から侵害訴訟（④）が起こされれば、判例が提示され、判例の解釈により学説が一般的客観的環境において形成（⑤）されていく。本稿で取り上げる特許権の請求項作成から特許侵害訴訟に至

図表 4 開発・知財活動と外部環境



る活動は、一般的客観的環境とタスク環境の双方を対象とするものであり、また無体物と有体物が密接に重なり合う領域でもある。こうした特性を有する領域を対象として分析を行うことにより、組織が環境に働きかける動態的なプロセスと意義を考察することが可能になると考えられる。

4. 事例 キヤノンの開発活動と知財活動の協働の特徴と協働のマネジメント及びインクタンク事件裁判の経緯

本節では、インクタンク事件裁判事例を取り上げる前提として4.1.節で研究対象企業であるキヤノンの開発活動や知財活動及び協働のマネジメントについて整理する。4.2.節でインクタンク事件裁判に至る事例の背景を述べ、4.3.節で裁判の焦点として争われた特許権の消尽論の概要についての説明を行う。4.4.節で特許発明の内容と当該実施品と特許請求項作成に対するキヤノンの開発・知財活動の意図を明らかにし、4.5.節で裁判経緯をまとめる。

4.1. キヤノンの開発活動と知財活動の協働

4.1.1. 知財先進企業としてのキヤノン

キヤノンの知財活動が優れていることは、社会的にも、また他社からも広く認識され、高い評価⁵を得ている。例えば、新聞誌上でも知財活動の成功企業としての立場から意見を述べたり（渋谷、2018）、知財部門在籍者であった丸島の論文が大手企業の知財活動を取りまとめた文献の巻頭論文として掲載（丸島、2001）されたりする等知財活動の先進企業としての立場を築いている。また多くのキヤノンの

知財部門在籍者、開発部門在籍者の双方が知財活動の重要性を認めており（加藤、2010；丸島、2002；太田、2014；須川、2005）、キヤノンの社史でも知財活動が事業活動に貢献していることを一定の紙幅をとって記述され、「研究開発の成果は技術と知的財産」（キヤノン、2012）という組織風土が醸成されている。

4.1.2. キヤノン開発者の高い特許リテラシー

キヤノンでは特許の読み込みや他社特許の分析、特許出願の明細書の作成等は開発者が行う業務として日常の仕事に組み込まれている（須川、2005）。他社との違いは、開発を行ってから特許を出願するのではなく、開発活動は特許を読んで分析する⁶ことから始まり、最初に特許明細書を書くのも開発者である、という点である。キヤノンではこうした開発前の特許分析から開発が始まることを「知財主導の研究開発体制」（須川、2005）とみなし、開発における知財活動は、技術者にとって最も重要な業務の1つと位置付けられている。知財主導とは知財部門が主導するということではなく、他社特許の読み込みや分析を行う開発活動過程での知財活動が開発業務を先導するということである。開発者が特許明細書を書く理由は特許の質の担保のためである。この質という意味は、発明の水準が高いという意味だけではなく、事業参入を阻止する特許という意味を持つ。1999年からキヤノンの知的財産法務本部長を務めた田中（2002）は、開発における特許の重要性について、製品に使う技術だけを特許で守ればよいということではなく、事業参入を阻止するのも特許であるとの考え方を持つことで、技術のための技

術者から事業のための技術者に変わってくると説明している。

4.1.3. キヤノンの開発活動と知財活動の協働のマネジメント

集積型技術製品の場合は、基幹技術形成後の製品開発段階においても多数の技術が製品に使用され、また改良された技術も一定の割合で必要とされる。赤間（2015）では製品開発段階におけるキヤノンの開発部門と知財部門の協働過程とそのマネジメントについて詳細に分析している。それによれば製品開発段階の知財活動は、アイデア発掘段階、権利化段階、戦略的権利化段階の3つに大きく区分され、各段階で異なる知財活動⁷が展開されている。

最初のアイデア発掘段階では、開発者が自分の担当している製品に関わる技術を見つけた時点でA4の紙、1, 2枚程度の「アイデアシート」を記載する。ここには通常担当製品の設計課題とそれをクリアするための方法、図面等が描かれる。この段階では、開発者の「発明になるかもしれない」という直観を掬い上げることに重きが置かれ、アイデアシートに書く内容は「発明らしきもの」で充分とされている。

アイデアシートが10件程度集まると次の権利化可否の決定段階へと進む。アイデアシートを基に知財部門と開発部門が一緒に権利化の可否にむけて2段階の会議を開き、スケジュールを組んでいく。1回目の会議で審議されるのは、特許になりうるかどうかであり、その審議を通過した発明のみが2回目以降の会議に提出され、ここでは出願するかどうかを検討する会議となる。

戦略的権利化段階では、権利化が決定されたら、アイデアシートを出した開発部門の発明者本人と知財担当者が協働してどのように権利化していくかを決定していく。まず発明者が明細書とほぼ同様のものを書き、知財担当者はこれを基に実際の特許明細書に落とし込み、特許となった時に将来通用するのか、他社はどうなのか、日本で出願するのか、出願国は何か国にするのか等を検討し、戦略的に特許網を構築していくのである。権利化後は3, 7, 11年後に継続保有するかどうかを検討する。また営業秘密や今後の秘匿事項の内容は情報を共有するため、知

財部門へ報告義務がある。

ここまでみてきたように、キヤノンの製品開発段階の開発活動と知財活動の特徴は、開発者のアイデアを掬い上げ、権利化することの可否について知財担当者が深く関わる定期的な仕組みが確立していることである。知財部門と開発部門が開発初期から協働することにより牽制力のある権利化が迅速になされ、効果的な特許網の形成につながり、事業化に資することができる（赤間、2015）のである。その背景には4.1.2.節で述べた開発者の知財活動に対する深い理解がある。

4.2. インクタンク事件裁判事例の背景と位置付け・侵害訴訟に至る経緯

キヤノンをはじめ事務機業界では、プリンター本体を安価で販売し、インクやトナー等の消耗品に高いマージンを乗せて販売することで継続的な利益を上げるビジネスモデルを用いている。リサイクル品のインクタンクは、空になった純正品のインクタンクを販売店等からリサイクル業者が買い取り、インクを詰め直してリサイクル販売を行っているもので、価格は純正品の5～8割程度と割安である。日本でのインクタンクに占めるリサイクル品の市場シェアは、2000年代始めにおいて、販売数量で2～3%と低い水準にあった（宮坂、2005）が、リサイクル品の台頭はメーカーのビジネスモデルを脅かすものとして危機感を持って受け止められていた。

特許侵害は製品の製造から販売、使用に至る様々な段階で発生する可能性がある。特に侵害が発生しやすいインクタンクのリサイクル品は下流工程に当たり、リサイクル品が出現した時は当然ながら純正品は市場で販売されている。そのため公知となり、自ら販売している製品であっても、市場で販売されてからは特許権を取得することはできない⁸。このような理由から特に下流工程で起こる侵害品に対する知財活動は、出願時点では現れていない事象に対して対応しなければならず、より高い水準の知財活動が必要であるといえる。本事例は後述するように、開発活動と知財活動の協働により、両活動の意図を特許請求項の記述に反映させた成功例と位置付けることができる。

インクタンク事件裁判に至る経緯を簡単に記せば、次のようになる。2003年12月にアシスト社が中国からインクタンクリサイクル品を輸入販売しようとした際に、キヤノンが輸入差し止申立を行ったため、リサイクル品は特許侵害を理由として税関で差し止められた。しかし、アシスト社は特許を侵害していないとする内容証明郵便を税関に提出し、2004年3月に製品の仮通関が認められた。キヤノンはこの対応を不服として2004年4月にアシスト社製品の輸入販売の差し及び廃棄請求を求めて東京地裁に提訴したものである（上山，2005）。

4.3. 特許権の消尽論の概要と消尽論適用の問題点

特許製品を他者が製造、販売、使用、輸入等をする際には他者は特許権者の許諾を得なければならない。しかし譲渡の都度特許権者の許諾を課することになると、特許製品の円滑な流通が妨げられる。そこで特許製品を最初に譲り受けた者が価格に含まれたしかるべき対価を支払うことで特許権を使ってしまったことにすれば、購入者は特許権者の許諾の必要なく、使用したり、転売できる（近岡，2006）。これが一般に消尽理論と呼ばれるものであり、特許製品の市場における円滑な流通（積極的理由）と特許権者の保護（消極的理由）との調整を図ったものと説明されている（田村，2009；横山，2008a）。

消尽論は、特許製品が譲渡時の品質・性能を維持したまま、再譲渡・使用される場合を念頭に論じられてきた。そのため、特許製品が使用により摩耗・故障した場合に製品を加工したり、部材交換を行うなどして製品を再利用する行為について特許権の消尽が認められるのか、という理論の適用範囲が問題とされ（横山，2008a）、消尽論は特許制度の根幹に関わる重要な論点でありながら、混迷している状況にあった。

特にインクタンクのリサイクル品は、元の製品を廃棄せず、また大きな破壊をせずに元の形態を基本的に維持しながら行うリサイクル（再生ないし再利用）であり、消尽の適用の判断が難しいものである。こうした学説上の背景から使用済みインクタンクのリサイクルは、特許権の消尽を判断する必要が生じる代表的事例の1つと目されてきた（来栖，2008）。

4.4. 発明の概要とキヤノンの開発活動と知財活動の意図

4.4.1. 発明の概要及び特許の構成要件

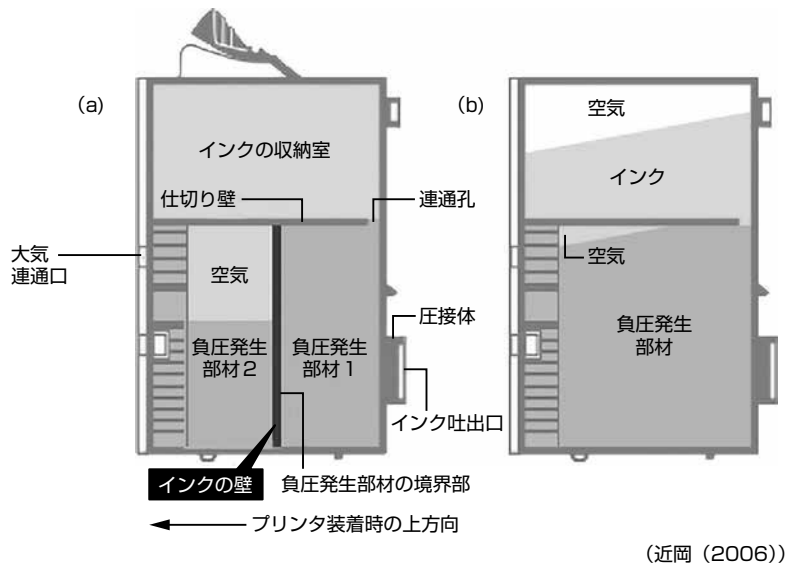
特許侵害が争われたのは、キヤノン所有の特許「液体収納容器、該容器の製造方法、該容器のパッケージ、該容器と記録ヘッドとを一体化したインクジェットヘッドカートリッジ及び液体吐出記録装置（特許番号第3278410号）」である。インクタンクは輸送時に上下が逆転したりするため、開封時にインクが漏れてユーザーの手や衣服を汚してしまうことがしばしば起こっていた。キヤノンの特許は、開封時のインク漏れを防ぐ工夫が施されたインク吸収体技術に関するものである。

4.4.2. キヤノンの開発活動の意図

キヤノンが主張する本発明の技術の中核となる2点は、①インクタンクの負圧発生部材収納室に2個の負圧発生部材を収納し、相互に圧接させることで圧接面の毛管力を各負圧発生部材よりも高め、②液体収納容器がどのような姿勢をとっても、圧接部の界面全体が液体を保持することが可能な量の液体が充填されているという点である。これにより、負圧発生部材の界面に空気の移動を妨げるインクの壁が形成され、空気がインク収納室に入らず、インク取り付け時のインクの流出を防ぐ構造を実現した（近岡，2006；設楽，2008；田村，2009；2014年9月1日、中島氏へのインタビュー）。図表5にキヤノンのインクタンクの構造を示す。

図表5の（a）はキヤノンの特許の実施品であり、訴訟で争ったインクタンクである。負圧発生部材を2枚重ねた界面にインクの壁が形成されることで空気が遮断され、インク収納室への空気の流入を防ぐ構造となっている。（b）は従来のインクタンクであり、負圧発生部材収納室に1つの負圧発生部材しか入っていない。そのため、空気を遮断するインクの壁が形成されず、物流時のインクタンクの転倒等で上方にインク収納室、下方に負圧発生部材が来るとインクが負圧発生部材収納室へ流れ込み、代わりに負圧発生部材収納室から空気が流れ込むことがしばしばあった。これにより負圧発生部材収納室にインク過充填となり、開封時にインクが漏れ出す可能性

図表 5 キヤノンのインクタンクの構造



があった(近岡, 2006)。

主力開発メンバーの1人である中島はこの技術を用いたインクタンク製品に対して

「物流時のインクの漏れをなくし、開封時にお客様の服や手を汚さないという目標がありました。そのために負圧をどうするか、2つの負圧部材をインクタンクに入れることを考えました。(2014年9月1日、中島氏へのインタビュー)」

と述べている。

中島のいう負圧部材の構成は裁判において技術の中核思想として認められた構成要件「前記圧接部の界面の毛管力が第1及び第2の負圧発生部材の毛管力より高く(構成要件H⁹)」に反映されている。その際もう1つの技術的思想と認められたインクの量の保持についての構成要件も併せて考えていたのではないかという問いに対して下記のように否定している。

「それは開発部門では考えていません。それは知財部門の方でやってくれたはず。開発過程ではリサ

イクル業者のことも特に考えていたわけではないと思います(2014年9月1日、中島氏へのインタビュー)」

4.4.3. キヤノンの知財活動の意図

アシスト社は、キヤノンのインクタンク本体をユーザーから回収しリサイクル品として製品化を行っていた。キヤノンはリサイクル業者への対抗手段として特許の権利行使を検討しており、その準備の一環としてアシスト社の中国におけるインクタンクのリサイクル工程(図表6)を事前に調査していた。

アシスト社の工程でキヤノンが特に注目したのがインクタンクの中に残ったインクがなくなるまで徹底的に洗い、乾燥させてからインクを再注入するという工程((図表6)下線部③④⑤)である。知財部門では、この工程を構成要件の記載に活かせないかと下記のように考えていた。

「リサイクル業者を意識していました。リサイクル工程では、洗浄によってインクがなくなる時がある。つまり、同じ製品で、インクがある時と無い時がある。これが権利となった時にどう活用できるのか、ずっと考えていました(2014年7月1日、高

図表 6 アシスト社のリサイクル品製造工程

- ① インクタンクのシールをカッターで取り除く。
- ② インクタンクに電気ハンダごてで洗浄及びインク注入のための穴を開ける。
- ③ インクタンク本体を洗浄機で洗浄する。洗浄する際にインクタンクの中のインクが残らないようにきれいに洗う。
- ④ インクタンクの中に残った水分をエアガンで吹き飛ばす。
- ⑤ インクタンクを乾燥機に入れて乾燥させる。
- ⑥ 減圧装置でインクタンクの内部を減圧する。
- ⑦ インクタンク本体のインク供給口からインクが漏れないようにする措置を施す。
- ⑧ ②の穴から、負圧発生部材収納室の負圧発生部材の圧接部の界面を超える部分まで及び液体収納室全体にインクを注入する。
- ⑨ ②の穴及びインク供給口に栓をする。
- ⑩ ラベル等を装着する。

(仁木 (2006); 来栖 (2008); 2014 年 7 月 1 日, 高尾氏へのインタビューをもとに作成)

尾氏へのインタビュー)」

これが技術の中核部分と認められたもう 1 つの構成要件「液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体が負圧発生部材収納室内に充填されている (構成要件 K)」との文言となって記載された。

4.5. 裁判経緯

第一審 (東京地方裁判所) ではアシスト社のリサイクル行為は特許権の侵害に当たらないと判断されたが、控訴審 (知的財産高等裁判所) では、逆の判断が下されキヤノンの勝訴となった。続く最高裁でもアシスト社の特許侵害が認められ、キヤノンの勝訴が確定した。一連の裁判はリサイクル品についての特許権の行使の可否について国内で最初の判決を下すものとしてマスメディアも大きく取り上げ、経済界・学界から注目を集めたものであった。

4.5.1. 東京地方裁判所判決¹⁰ 2004 年 12 月 8 日

裁判での主な争点は、インクタンクをリサイクルする行為が「修理」に当たるのか、それとも「再生産」なのかという点にあった。修理ならば、壊れた家電製品を修理して使用するのと同じ一般的な慣行であり、特許侵害には当たらない。一方廃棄されたインクタンクを原材料に使用して再製造したと判断

されると、製造元の特許を侵害したことになる (上山, 2005)。

第一審判決である東京地方裁判所は、本件のようなリサイクル品について、新たな生産か、それに達しない修理の範囲内かの判断は、特許製品の機能、構造、材質、用途などの客観的な性質、特許発明の内容、特許製品の通常の使用形態、加えられた加工の程度、取引の実情等を総合考慮して判断すべきであると判示した。結論としては、インクは本件発明の構成要件の 1 つではあるが、それ自体は特許された発明ではないこと、リサイクルされた安価なインクタンクへの指向は、今後更に高まることが予想されること等から、インクタンク本体にインクを再充填してリサイクル品としたことは、特許侵害には当たらないとの判断が下され (平成 16 年 (ワ) 第 8557 号判決)、原告であるキヤノンの権利行使は許されないとして、キヤノンの請求は棄却された。キヤノンは判決を不服として同年 12 月 12 日に知的財産高等裁判所に控訴した。

4.5.2. 知的財産高等裁判所判決¹¹ 2006 年 1 月 31 日

本件は知的財産高等裁判所 (以下知財高裁) の大合議部¹² により判決が下された。知財高裁は、わが国の特許権者等が国内外で特許製品を譲渡した場合には、原則として特許権は消尽することを認めた上

で、当該特許製品が製品としての本来の耐用期間を経過してその効用を終えた後に再使用又は再生利用がされた場合（第1類型）、又は当該特許製品につき第三者により特許製品中の特許発明の本質的部分を構成する部材の全部又は一部につき加工又は交換がされた場合（第2類型）には、特許権は消尽せず、特許権者は当該特許製品について特許権に基づく権利行使をすることが許されるものと解するのが相当であると判示し、本件は第2類型に該当するとして、原告であるキヤノンの請求を認容した（平成17年（ネ）第10021号判決）。

具体的には知財高裁は、アシスト社のリサイクル行為を次のように判断した。インクタンク本体の内部を洗浄して固着したインクを洗い流した上、これに構成要件Kを充足する一定量のインクを再充填する行為は、本件発明の本質的部分を構成する部材の一部である圧接部の界面の機能を回復させるとともに、上記の量のインクを再び備えさせるものであり、構成要件H及びKの再充足による空気の流れを妨げる障壁の形成という本件発明の目的である開封時のインク漏れ防止達成の手段に不可欠の行為として、特許製品中の特許発明の本質的部分を構成する部材の一部についての加工又は交換にほかならない（平成17年（ネ）第10021号判決）。知財高裁は、リサイクル品の製造工程について空になって消滅していたインクの壁が復元され、空気を遮断する機能を復活させるものとみなし、アシスト社の一連の製造工程は消尽の適用除外に該当するとして特許権行使を認める結論を導いた（近岡、2006；仁木、2006）。つまり、アシスト社はインクの壁を形成するというキヤノンの特許の本質的な部分に手を加えていると判断されたのである。

知財高裁は東京地裁の判決を覆し、キヤノンの逆転勝訴となった。アシスト社はこの控訴審判決を不服として2006年2月13日に最高裁に上告した。

4.5.3. 最高裁判所判決¹³ 2007年11月8日

最高裁は、特許権者等が我が国において譲渡した特許製品につき加工や部材の交換がされ、それにより当該特許製品と同一性を欠く特許製品が新たに製造されたものと認められる時は、特許権者はその特

許製品について特許権を行使することが許されるというべきである、と判示し、リサイクル品の特許権行使の可否について国内初となる判決を下した。また特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当とした（平成18年（受）第826号判決）。

その上で最高裁は、以下の理由から本件では特許権は消尽せず、キヤノンの特許権の行使は許されると判断した。インクを再充填したりリサイクル品を使用すると印刷品位の低下やプリンタ本体の故障等を生じさせるおそれもあることから、インクタンクを1回で使い切り新しいものと交換するものとしており、そのためにキヤノンのインクタンクにはインク補充のための開口部が設けられていない。しかし、アシスト社の製品化工程では、インクタンクの上面に穴を開け、そこからインクを注入した後に穴をふさいで変形させている。また、アシスト社がインクタンク本体の内部を洗浄することにより、そこに固着していたインクが洗い流され、圧接部の界面において空気の流れを妨げる障壁を形成する機能の回復が図られるとともに、使用開始前のキヤノン製品と同程度の量のインクが充填されることにより、インクタンクの姿勢のいかににかかわらず、圧接部の界面全体においてインクを保持することができる状態が復元されている。アシスト社の製品化の工程における加工等の態様は、単に費消されたインクを再充填したというにとどまらず、使用済みの本件インクタンク本体を再使用し、本件発明の本質的部分にかかる構成（構成要件H及び構成要件K）を欠くに至った状態のものについて、これを再び充足させるものであるということができ、本件発明の実質的な価値を再び実現し、開封前のインク漏れ防止という本件発明の作用効果を新たに発揮させるものと評せざるを得ない（平成18年（受）第826号判決）。

最高裁では、知財高裁判決の消尽に関する基準を参考にしつつ、修正を加え最終的には取引の実情等も考慮した総合考慮型の判決を提示している（横山、2008a）。しかし最高裁判決においても知財高裁の判決と同様に構成要件H及び構成要件Kの双方の構

成は、当該特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核的部分としてそのまま認められた。

5. 結論と考察 開発活動と知財活動の協働の意義

5.1. インクタンク事件裁判事例の整理

5.1.1. 開発活動と知財活動の協働による侵害品排除の効果

インクタンク事件裁判における知財高裁と最高裁ではいずれもキヤノンが勝訴したが、法理のアプローチは異なる¹⁴のものであった。また最高裁判決は第一審判決とはほぼ同様の基準を用いながら、逆の判決となっている。その後インクタンク事件裁判は特許権の消尽基準に関する著名な事例となり、知財高裁と最高裁で判断基準が異なることも注目され、その多様な法理見解について多くの文献で検討がなされている。

本稿で注目したのは法理解釈の基準ではなく、その前提となる特許の本質的部分として認定された構成要件の内容である。キヤノン勝訴が確定した最高裁判決では、一定量以上のインクが充填・保持されているという状態が発明の本質的部分と認定された上で、アシスト社のリサイクル品はインクを再充填するという行為が本質的部分に係る構成（構成要件H、K）を欠くに至った状態を再度充足させるものであると判断され、侵害品と認められた。本件では、構成要件H、Kが勝訴に直接に貢献していると見ることができる。構成要件Hは特許請求項1のうち「前記圧接部の界面の毛管力が第1及び第2の負圧発生部材の毛管力より高く」に該当し、構成要件Kは「液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の液体が負圧発生部材収納室内に充填されている」に該当する。つまり4.4節のキヤノンの意図からみれば、Hは開発活動の意図であり、Kは知財活動の意図である。

これまでの知財活動で想定されていたのは、自社の技術が他者の権利を侵害しないためにという受動的な立場からの請求項の検討であったのに対し、キヤノンが行ったことは、技術的な構成要件とリサイクル業者の製品化過程を想定した構成要件により、

インク漏れ防止という開発活動の目標を達成しつつ、同時にリサイクル業者の侵害行為の停止という知財活動が意図した環境を創出するという環境に対する意図的で能動的な働きかけがあることが根本的に異なる点である。

5.1.2. インクタンク事件裁判の判例の整理とリサイクル品への影響

キヤノンはインクタンク事件裁判の意義を「自社の知的財産権の侵害に断固とした姿勢を見せるための戦い」と主張している（仙田，2007）。実際にキヤノンは裁判において製品の輸入販売の差止と廃棄請求のみを求め、損害賠償の要求は行っていない¹⁵。キヤノンは、侵害訴訟裁判により、自らのビジネスモデルを守り、併せてリサイクル品排除のための一定の基準を作ることを目的としていた。

知財高裁判決を受けて論者からは「発明の本質的な部分を再度使う事業は、特許権者の許諾の下に行われるべき。それを抜きに事業を展開した者が特許権侵害とされるリスクを負うのは当然（東京大学教授（知的財産法）の玉井克哉氏）（竹居，2006，p37.）」との見方が示され、リサイクル品事業の見直しは必至とする世間的風潮が醸成されるようになった。

その後の最高裁判決は、特許権者が国内で特許製品を譲渡した場合に消尽論が適用されることを最高裁として正面から是認し、特許権者が譲渡した特許製品であっても特許権者の権利行使が許される場合についての具体的な判断基準を提示した。最高裁の判決を受けて、リサイクル行為の特許発明の生産に該当するように特許請求項を記載する傾向が助長されるのではないかと、この批判もある。しかし特許はその特許要件に基づけば発明の技術的思想から離れて不自然な請求項を自由に記載できるものではない。つまり特許請求項の記載により結果としてリサイクル行為を禁止することができるものであっても、特許法の精神に反するものではない（設楽，2008）との指摘にみるように、新規性・進歩性のある技術的思想の特許権が内包していれば、本事例のような請求項の作成は、特許権の正当な活用による開発活動と知財活動の協働による環境操作の意図を

持ったプロセスの一環であると解することが可能であろう。

4.3. 節で述べたように消尽論の適用範囲は裁判例・学説ともに様々な見解が示され、議論が紛糾している状況にあったが、最高裁が統一的な見解を提示したことは実務的にも理論的にも重要な意義を持つものと評価されている（横山，2008b）。判決によりリサイクル業者に対しては、今後、特許の調査の徹底とより一層慎重な対応が求められるようになった（相馬，2008）。

5.2. 事例からモデルへの展開

本節では 5.1. 節で整理した事実をモデル化し、開発活動と知財活動の協働の意義を考察する。

5.2.1. 開発活動と知財活動の協働による環境の多元的解釈

特許権は新規性（特許法 29 条第 1 項）・進歩性（特許法 29 条第 2 項）を取得要件とするため、すでに販売されている製品は自らが発明したものであっても、出願前に公然実施された発明に該当し、特許権は与えられない。製品が販売されてからは特許権が取得できないため、特許権では有体物が出現する環境を事前に想定して特許請求項を作成しておくことになる。本事例に則してこの関係を図示すれば図表 7 のように示される。

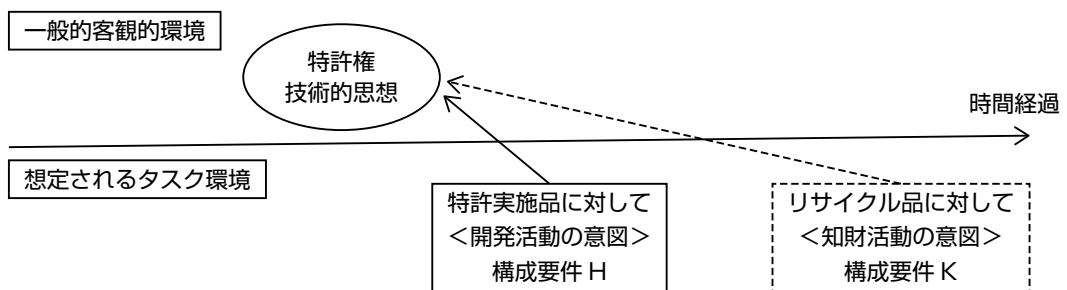
構成要件 H が対応しているのは、技術的思想を特許実施品として有体化した時のインクタンクの実施品の構成そのものであり、構成要件 K が想定しているのは、リサイクル品製造のインク再充填に至る工程である。構成要件 H と K をタスク環境に出

現する環境と考えてみれば、構成要件 H は有体物を上市すれば必ず出現するものであるが、構成要件 K で想定されていたのは、アシスト社のリサイクル品の製造工程であり、リサイクル品の製造が行われていなければ出現しない状況を想定したものである。3.3.1. 節で述べたように、侵害品への対応としては、まず警告書を送付し、応じない場合に訴訟に踏み切るのが一般的である。本事例でもキャノンが訴訟を起こす前の警告の段階でアシスト社がリサイクル品の販売を停止していれば、キャノンの知財部門が当初想定していた K は、最終的には出現しなかったタスク環境であるといえる。つまり、K が想定しているのは、特許実施品が置かれる可能性のあるタスク環境のうちの 1 つということができる。

ここまでの議論を前提として、複数の環境を想定した構成要件を図示すれば、図表 8 のようになる。

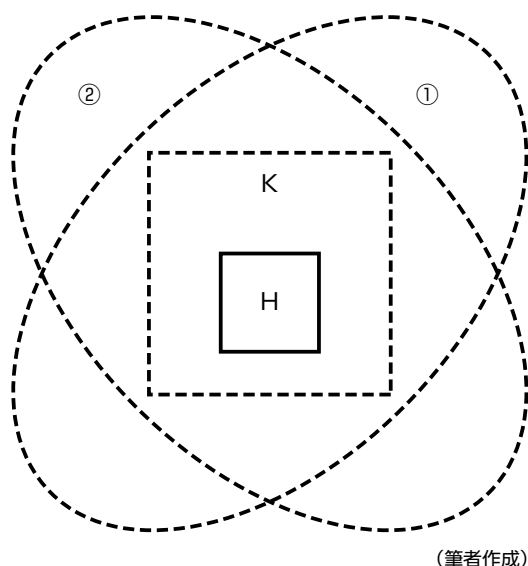
図表 8 で H、K はこれまで記述してきた構成要件 H と K であり、アルファベットを囲む□は想定した環境の領域の大きさを示すものである。同様に楕円①と②は別の環境を想定して作成した構成要件を指している。本事例では構成要件として H と K のみの分析であったが、技術的思想を内包している構成要件であれば、K 以外にも図表中の①や②のように、実施品である有体物が置かれる可能性のある複数のタスク環境を多元的に想定して構成要件を作成することができる。このような視角から開発活動と知財活動の協働により、構成要件の集合体である特許請求項を作成することで有体物である特許実施品に組織による環境の多元的解釈を埋め込むことが可能となる。

図表 7 特許権の技術的思想と有体物の関係



（筆者作成）

図表8 特許実施品が置かれる複数の環境を想定した請求項



5.2.2. 開発活動と知財活動の協働による経時的な環境の多元的解釈

本節では、経時的な視点から開発活動と知財活動の協働における環境解釈の過程を検討し、モデルの提示を行う。

始めに議論を整理するために、権利化がなされている実施品と権利化がなされていない製品とを比較してみたい。権利化がなされている実施品であれば、侵害品が出現した場合に和解手続や特許訴訟を経て、侵害品の市場投入を阻止できる。換言すれば知財活動による権利化は実施品に対してこのような保護機能を付加する活動ともいえる。次にこの機能が実施品である製品に対してどのような意味を持つのか、という点を検討してみたい。製品を購入する消費者やユーザーにとっては、製品の権利化の有無は、購入製品の機能に無関係であると捉えられるであろう。その一方で、通常製品が上市される前に知財活動による権利化は開始されており、競合他社からみれば、製品が投入される前に環境が変化していることになる。後続企業の環境解釈に影響を与えることになる。

本稿で分析対象とした日本特許には20年という

権利期間があり、製品開発期間が長引いたり、販売期間が長くなれば同じ製品であっても特許権が失効したり、新たな特許権が付与されている場合がしばしば起こることが想定される。つまり同じ製品であっても知財活動の差異により、権利化の効力や技術的思想が変化している可能性がある。同一製品で権利化のあり方のみが異なる製品を同じものとみなすことができるか否かは同一性の定義をどこに求めるかにより答えは変わってくるが、同じ製品を生産・販売し続けているように見えるとしても、その背後では環境を創出したり、環境に自らの意志を持って能動的に働きかける動的な知財活動が絶え間なくなされているということが言えるだろう。このように考えれば、知財活動との協働により、環境を知財活動が捉える環境と開発活動が捉える環境という2つの視角から解釈することが可能となる。

2.2.3. 節に述べたように製品開発過程における開発活動とは製品上市の過程に向けて、問題・解が不明確なあいまい性を縮減させ、問題・解に関する複数の解釈を行う多義性の解釈を経た後に、不確実性を削減し解を導出する過程と捉えることができる。これに対して知財活動との協働では、5.2.1. 節で述べたように、開発活動が導出した解とは別の視点から環境に対して多元的な解釈を行い、実施品¹⁶に多義性を持つ技術的思想を戦略的に付与することが可能と考えられる。例えば、事例で取り上げた構成要件Kは、本実施品に対する侵害品の出現を想定したものであり、本事例においては当初の想定通りに侵害品が出現し、特許訴訟へ至った。しかし、様々な理由から侵害品の販売がなされない場合も当然あるであろう。この場合は、特許権者の知財活動からみれば、権利化手続の時点では、可能性としての環境を想定して特許権の請求項を作成したが、結果的にその環境は現実化しなかったといえる。特許権の請求項の書き方について多数の実務書があるが、定石があるわけではなく、市場における自社の動向や競争他社の動向により、同じ実施品であっても特許請求項の内容や書き方は大きく変わってくる¹⁷のであり、それは知財活動の技術的思想と環境に対する解釈に依拠するものといえる。わかりやすくいえば、1つの実施品は知財活動の様々な解釈や

思いも背負って現実に出現するということになる。このように知財活動では、様々な場面を想定して多義性を持つ環境解釈が行われ、蓄積されていく過程とも捉えることができる。もちろん開発活動や知財活動のありかたは、個々の組織や企業により異なってはくるが、マクロとしての概観をこのように描写することは可能ではないだろうか。

ここまでの議論に基づいて本稿の理論的枠組みとして知財活動との協働による経時的な環境の多元的解釈モデルを提示する。図表9はこの枠組みの基本的な構造である。経時的な環境の多元的解釈モデルの中心となるのは、開発活動と知財活動が相互にインタラクションを行いながら、異なる解釈を行う過程である。開発活動における技術の解釈が現実化された環境において、あいまい性、多義性を縮減しながら解に向けて収斂していくのに対し、知財活動による技術的思想は可能性としての現実を想定し、それぞれに対し戦略的な多義性の解釈を与える過程を示している。そこでは1つの解が存在するのではなく、幾層にも想定された可能性としての環境、即ち組織からみれば選択肢の1つとなり得たかもしれない

い環境における複数の解釈の存在が想定されている。

経時的な環境の多元的解釈モデルの主な意義としては、次の3点が考えられる。

第1に知財活動との協働により、環境を開発活動が捉える現実化されたタスク環境と知財活動が捉える可能性としてのタスク環境という2つの視角を具備したものとして考えることが可能となる。

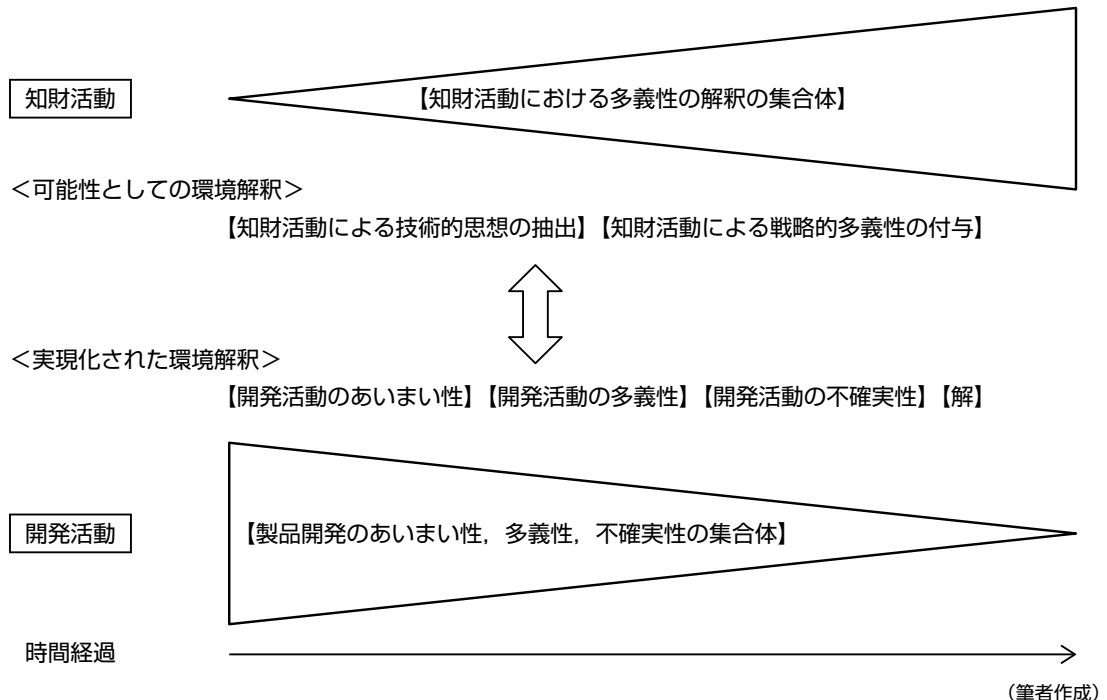
第2に開発活動と知財活動の協働過程を異なる2層の環境の生成に主体的に関与する過程と捉えることにより、協働と環境が共進化していく過程として考えることができる。

第3に技術的思想を抽出することができるような優れた発明を生み出す製品開発過程においては、技術開発のみが重要な要素ではなく、特許法という法的なバックグラウンドを持つ制度環境が企業の開発活動と知財活動と常に相互作用し、環境が動的に変動する過程の存在が示唆される。

5.3. おわりに

先行研究では組織は環境に様々な方策をもって働

図表9 知財活動との協働による経時的な環境の多元的解釈モデル



きかけることが例示されてはいたが、それはいずれも個別の環境観に依拠し、また現時点で直面する環境を想定したものであった。しかし、5.2.節で見てきたように、開発活動と知財活動の協働により、環境操作の射程と領域はこれまで考えられていた以上に拡大できる可能性がある。

無論開発活動と知財活動が協働を行ったとしても、いつも思い通りに環境を操作できるわけではない。本件で取り上げたアシスト社も判決後（2008年現在）に製法を変えたりサイクル品を販売する（相馬，2008）等その効果は限定的であるともいえる。また3.3.1.節で述べたように自らが原告となる侵害訴訟では立証責任が重く、敗訴するリスクは小さくはない。

本稿は主に一事例を分析対象としており、得られた成果も限られたものとなっている。しかし本事例にみるように、両活動が明確な意図に基づいて環境に対峙し、働きかけを行うことで、創出される環境の方向付けを自らが企図した方向にわずかでも先導することができる可能性があるといえるのではないだろうか。

【謝辞】貴重なお時間を割いてインタビューに応じていただいたキヤノン株式会社の方々に心からお礼を申し上げます。

また匿名の査読者であるお二人の先生方からはきめ細かなご指導をいただきました。ご指摘をいただいた部分を何度も書き直すことで論文を伝えるということの意味がわかってきたように思います。お二人の先生方には、本稿のみではなく、今後の研究生活にとっても必要となる大切なことを教えていただきました。ありがとうございました。

博士課程の指導教員である福嶋路先生（東北大学大学院経済学研究科教授）には本稿の掲載を大変喜んでいただきました。先生の厳しくも温かいご指導が今の私の研究の支えになっていると実感しています。ご指導に心から感謝申し上げます。

注

- 1 3 調査・情報管理機能、4 法務関連機能、5 企画・戦略機能（社員教育等）は単独で行われることも、1, 2 の業務に付随することもあるが、これらは社内業務であり、知的財産権である特許権そのものには直接の影響を及ぼさない。また6 知財部門管理機能（予算管理・労務管理等）は知財部門特有なものではなく、企業における組織がその組織活動を行うために必要なライフライン的業務であるとされ、検討の対象から外されている（知的財産マネジメント第1委員会第2小委員会，2012）。
- 2 Candelin-Palmqvist et. al (2012) が分析対象としたジャーナルは以下の7誌である。
Research Policy, Journal of Product Innovation Manage-

ment, IEEE Transactions on Engineering Management, Technological Forecasting and Social Change, Journal of Engineering and Technology Management, Technovation, R&D Management

- 3 和解で終わる案件が半数弱、判決までいく案件が40%程度といわれている（村林ほか，2002）。
- 4 例えば、差止請求の結果は100か0である。
- 5 セイコーエプソン 真関優知の財産室部長「恥ずかしい話だが、社内にはいまだにライバル企業の特許出願状況を調べもせず新製品を発売して訴訟を起こされたり、不利なライセンス契約を勝手に結んだりしている事業部が後を絶たない（川上，2003，p. 58）」「今からキヤノンと同じことをやって勝てるとは思っていないが、知財戦略を重視するキヤノンのような風土を作り、事業部間のレベルの差を埋めることが最優先（川上，2003，p. 58）」富士ゼロックス 小田富士雄知的財産部長「キヤノンの特許申請はスキがない。技術を“点”ではなく“面”で表現しているので、後で類似商品をぶつけようとしてもどこかに侵害してしまう。よほど技術に長けた特許担当者が出願書をまとめているのだろう（山川，1995，p. 54）」
- 6 須川（2005）は、研究所や開発センターの壁には研究開発者はレポートよりも特許を書け、文献よりも特許公報を読み、と張り紙がしてあったと振り返っている。
- 7 開発部門によって行われる知財活動も知財活動とみなされる。
- 8 これまでになかった新しい技術的思想に対し、発明を開示することの代償として一定期間の独占権を与えるのが特許制度である。このため特許制度を取得するには新規性のある発明でなければならぬ。新規性がないものとして、特許出願前に公然知られた発明、特許出願前に公然実施された発明、出願前に頒布刊行物やインターネットに記載された発明が挙げられる。すでに販売されている製品は出願前に公然実施された発明に該当し、特許権は与えられない。自分が発明した製品を自らが販売したとしても特許権を取得することはできない。
- 9 構成要件Hとは、本発明の請求項を分説したものの一部である。特許侵害訴訟等においては請求項に記載されている文言に変更を加えず、技術的思想を明瞭に把握できる文言のまま区切りのよいところで、分けて記載するのが通常であり、これを分説という。分説の目的は、争点の存在を明らかにし、争点に議論を集中させるものとされている（村林ほか，2002）。
- 10 東京地裁判決 平成16年（ワ）第8557号
- 11 知財高裁大合議判決 平成17年（ネ）第10021号
- 12 大合議部は知財高裁が扱う事件のうち、裁判実務、企業の経済活動に大きな影響を与える等特に慎重な審理・裁判が必要な案件を扱う。
- 13 最高裁判決 平成18年（受）第826号
- 14 キヤノン勝訴に関して、知財高裁は第2類型において特許発明の本質的部分に加えれば常に消尽が否定されるとしていたのに対し、最高裁は交換された部材の特許製品中における技術的機能を製造の認定の考慮要素の1つにすぎないとしていることから、特許発明の本質的部分に係る加工・交換であることだけで常に権利行使を認めるという立場ではない。（平成17年（ネ）第10021号判決；平成18年（受）第826号判決；鈴木，2013）。
- 15 損害賠償の請求をしないのは、損害額が争点となった際に相手方の主張次第では、キヤノン側の利益率等が問題として浮上してきて、その開示を迫られることになることを嫌った可能性がある（仁木，2006）との見方もある。
- 16 特許権は無体物を保護の対象とするものであるが、特許侵害の場合の特許権行使制限の対象そのものは特許製品という有体物に限られる（大淵ほか，2015）。
- 17 このことを端的に示すものとして、1960年代のキヤノンの電卓の権利化の失敗のエピソードがある（丸島，2002）。少し長いが、開発活動と知財活動の協働の難しさの要点がわかりやすく言及されていると思われるので、下記に引用する。「開発者と外部の弁理士と私（筆者注：私とは丸島を指す）が、電卓を前にして一晩寝ずに考えました。どのように特許申請をしたらよいのかということです。この時点では何が発明なのか、誰も理解していませんでした。もちろん素晴らしい発明であることは全員がわかっているのです。しかしそれをどのように特許として表現したらよいのか、それが分らないのです（丸島，2002，p. 58）」[結局時間切れ

で目の前にある試作品の中身を全部書いて特許申請しました。しかしこれは、申請の仕方としては最低の方法です。発明の本質的な思想を捉えずに、単にひとつの実施形態を書いただけなのです。…実はこの発明の大きなポイントはテンキー式であるということだったのです。…他の二社がいずれもフルキーだったことや、しかもテンキー式がこの時点で世界初だったことを考えると、本当に悔やまれる仕事になりました（丸島、2002、p. 59）」

参考文献

- 赤間愛理（2015）「知的財産部門と開発部門の戦略的協働：キヤノンの事例から」『IPマネジメントレビュー』第17号、pp. 67-78。
- 秋元浩（2002）「21世紀における企業の知的財産戦略—製薬企業の一例を中心として—」『組織科学』第35巻3号、pp. 66-72。
- Aldrich, H. and P. Marsden (1988) "Environments and Organizations" in N. Smelser (Eds.), *Handbook of Sociology*, California: Sage Publications, pp361-392.
- Candelin-Palmqvist, H., B. Sandberg, and U. Mylly (2012). Intellectual property rights in innovation management research: A review. *Technovation*, vol. 32, pp. 502-512.
- キヤノン株式会社（2012）『挑戦の70年、そして未来へ キヤノン70年史 1937-2007』キヤノン株式会社。
- 近岡裕（2006）『特許重視開発の努力に報いる 消費者とリサイクルには冷や水』『日経ものづくり』2006年4月号、pp. 100-102。
- 知的財産マネジメント第1委員会第2小委員会（2012）「知財部門に期待される機能と業務範囲に関する研究—“妄信的三位一体”からの決別—」『知財管理』第62巻第8号、pp. 1137-1153。
- デービス、J. and S. ハリソン（2003）『役員室にエジソンがいたら』かんき出版。
- Dill, W (1958) "Environment as an Influence on Managerial Autonomy," *Administrative Science Quarterly*, Vol. 2, No. 4, pp. 409-443.
- DiMaggio, P. and W. Powell (1983) "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociological Review*, Vol. 48, No. 2, pp. 147-160.
- 土肥一史（2010）『知的財産入門 第12版』中央経済社。
- Duncan, R. (1972) "Characteristics of Organizational Environments and Perceived Environmental Uncertainty," *Administrative Science Quarterly*, Vol. 17, No. 3, pp. 313-327.
- Emery, F. and E. Trist (1965) "The casual Texture of Organizational Environments", *Human relations*, Vol. 18, No. 1, pp. 21-32.
- 刈真悟（2014）『できる技術者・研究者のための特許入門』講談社。
- 藤田誠（2005）「知的財産戦略と組織マネジメントに関する実証分析：特許権を中心に」『早稲田商学』第406号、pp. 263-291。
- 長谷川暁司（2010）『御社の特許戦略がダメな理由』中経出版。
- Hatch, M. and A. Cunliffe (2013) *Organization Theory, Modern, Symbolic and Postmodern Perspectives*, Third Edition, Oxford: Oxford University Press（大月博司・日野健太・山口善昭訳『Hatch 組織論』同文館出版、2017年）。
- 平田透・永田晃也・佐々木達也・長谷川光一・遠山亮子（2000）「知的財産の戦略資源化と組織的対応：日本企業における知的財産部門の変遷に関する考察」（研究・技術計画学会第15回年次学術大会講演要旨集）。
(http://www.jaist.ac.jp/coe/library/jssprm_p/2000/pdf/2000-1A03.pdf, 2020年9月27日最終閲覧)。
- 星井進介（2012）「K. E. Weickの組織化理論におけるイナクメント過程へのアプローチ」『現代社会文化研究』第55巻、pp. 219-236。
- Iansiti, M. (1997) *Technology Integration*, Boston: Harvard Business School Press.
- 糸賀直也（2000）「知的財産部門長の責務」『知財管理』第50巻第1号、pp. 53-67。
- 上山浩（2005）「再生インクカートリッジは製造業の特許権を侵害しないか?」『日経エコロジー』2005年5月号、p. 66。
- 葛西泰二（1999）『特許明細書のクレーム作成マニュアル』工業調査会。
- 加藤久美（2010）「事業を守る特許は如何にして生まれるか：特許から描いたBJ物語」『特技懸』第258号、pp. 15-28。
(<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/258/258tokusyu2-1.pdf>,

2020年9月27日最終閲覧)。

- 加藤俊彦（2011）『技術システムの構造と革新』白桃書房。
- 川上慎市郎（2003）『セイコーエプソン デバイス戦略を大転換』『日経ビジネス』2003年1月20日号、pp. 54-59。
- 木村直人（2009）「特許製品のリサイクルと消尽理論」『立命館法政論集』第7号、pp. 129-164。
- 岸田民樹（1979）「組織と環境適応—組織の環境操作戦略に関連して」『経済研究』第24巻第4号、pp. 17-36。
- 岸田民樹（1994）「革新のプロセスと組織化」『組織科学』第27巻第4号、pp. 12-26。
- 岸田民樹（2002）「コンティンジェンシー理論」経営学史学会編『経営学史辞典』文眞堂、pp. 105-108。
- 岸田民樹（2006）『経営組織と環境適応』白桃書房。
- Kline, S. and N. Rosenberg (1986) "An Overview of Innovation", in R. Landau and N. Rosenberg (eds), *The Positive Sum Strategy: Harnessing Technology for Economic Growth*, Washington D.C.: National Academy Press, pp. 275-305.
- 小橋勉（2002）「あいまい性、多義性、不確実性：組織の環境を規定する要因間の関係に関する分析」『日本経営学会誌』第8巻、pp. 43-53。
- 小橋勉（2018）『組織の環境と組織間関係』白桃書房。
- 来栖和則（2008）「リサイクル・インクカートリッジ事件に関する最高裁判決の概要と意義」『パテント』第61巻第5号、pp. 39-47。
- Lawrence, P. and J. Lorsch (1967) *Organization and Environment*, Boston: Harvard Business School Press（吉田博訳『組織の条件適応理論』産業能率大学出版社、1977年）。
- Lim, K. (2004) "The Relationship between Research and Innovation in the Semiconductor and Pharmaceutical Industries (1981-1997)," *Research Policy*, Vol. 3, No. 2, pp. 287-321.
- 丸島儀一（2001）「キヤノン／プロパテント時代の知的財産戦略とマネジメント」、『プロパテント時代の知的財産戦略とマネジメント』企業研究会、pp. 3-21。
- 丸島儀一（2002）「キヤノン特許部隊」光文社。
- 宮坂賢一（2005）「格安再生インクは是か非か？議論巻き起こす東京地裁判決」『日経PC21』2005年3月号、p. 13。
- 村林隆一・小松陽一郎・谷口由記（2002）『特許侵害訴訟戦略』発明協会。
- 永田晃也（2004）『知的財産マネジメント』中央経済社。
- 中田裕人（2015a）「知財権侵害警告・訴訟への対応」宮川幸子・清水至編著『事業をサポートする知的財産実務マニュアル』中央経済社、pp. 214-228。
- 中田裕人（2015b）「知財権活用による事業の保護」宮川幸子・清水至編著『事業をサポートする知的財産実務マニュアル』中央経済社、pp. 229-245。
- 仁木弘明（2006）「リサイクル・インクカートリッジ事件 知財高裁判決を読んで思うこと（上）」『知財がりずむ』第4巻第43号、pp. 32-52。
- 野中郁次郎・竹内弘高（1996）『知識創造企業』東洋経済新報社。
- 沼上幹（2000）『行為の経営学』白桃書房。
- 小川紘一（2014）『オープン＆クローズ戦略 日本企業再興の条件』翔泳社。
- 大淵哲也・茶園成樹・平嶋竜太・蘆立順美・横山久芳（2015）『知的財産法判例集 第2版』有斐閣。
- 太田徳也（2014）「インクジェットプリンタ開発を率いて」『京都マネジメント・レビュー』第24巻、pp. 135-155。
- Pfeffer, J. and G. Salancik (1978) *The External Control of Organizations: A Resource Dependence Perspective*, New York: Harper&Row.
- 坂間曉（1966）「特許出願」井上一男編『特許管理』有斐閣、pp. 63-127。
- 櫻井敬三（2017）『ファジー・フロントエンド活動による技術革新創成』文眞堂。
- 鮫島正洋・満田宗司（2012）「知財に関する理論の適用限界と技術のコモディティ化環境における経営・事業戦略」『知財管理』第62巻第4号、pp. 431-445。
- 鮫島正洋（2014）『技術法務のススメ：事業戦略から考える知財・契約プラクティス』日本加除出版。

- 五月女正三 (1966)「権利侵害」, 井上一男編『特許管理』有斐閣, pp. 219-272.
- Schmidt-Tiedman, K. (1982) "A new model of the innovation process", *Research Management*, Vol. 25, No. 2, pp. 18-21.
- 仙田明広 (2007)「リサイクルインク紛争の「深層」」『日経パソコン』2007年12月24日号, p. 17.
- 渋谷高弘 (2018)「知財立国は成ったか(上)」「現状60点」電機救えず」『日本経済新聞』2018年1月15日, p. 11.
- 設楽隆一 (2008)「リサイクル・インカートリッジ最高裁判決について」, 野村豊弘・牧野利秋編著『現代社会と著作権法』弘文堂, pp. 405-423.
- 相馬隆宏 (2008)「再生カートリッジ訴訟で明暗 環境負荷低減への影響は?」『日経エコロジー』2008年1月号, p. 14.
- 末吉互 (2020)「クレーム解釈の基本」, 潮見坂綜合法律事務所・桜坂法律事務所編著『初心者のための特許クレームの解釈』日本加除出版, pp. 18-44.
- 須川成利 (2005)「体験的キヤノン流特許活用術」『日経ビズテック』第5号, pp. 176-181.
- 鈴木將文 (2013)「部品の交換と特許権侵害」, 小泉直樹・駒田泰士編著『知的財産法演習ノート 第3版』弘文堂, pp. 90-107.
- 竹居智久 (2006)「再生品事業を揺るがすキヤノンの逆転勝訴」『日経エレクトロニクス』2006年2月13日号, pp. 36-37.
- 田村善之 (2009)『特許法の理論』有斐閣.
- 田辺徹 (2003)「特許権の本質」『パテント』第56巻第10号, pp. 57-75.
- 田中信義 (2002)「ものづくり 技術力と特許力の合わせ技」『ITソリューションフロンティア』第19巻第11号, pp. 14-17.
- Thompson, J. (1967) *Organizations in Action: Social Science Bases of Administrative Theory*, New York: McGraw-Hill (大月博司・廣田敏郎訳『行為する組織』同文館出版, 2012年).
- 特許庁 HP, 「特許権の侵害とは」(<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/kenrishingai.html>, 2020年9月27日最終閲覧).
- 渡部俊也 (2012)『イノベーションの知財マネジメント』白桃書房.
- Weick, K. (1979) *The Social Psychology of Organizing* (2nd ed.), Boston: Addison-Wesley (遠田雄志訳『組織化の社会心理学 第2版』文眞堂, 1997年).
- Woodward, J. (1965) *Industrial Organization*, Oxford: Oxford University Press (矢島釣次・中村壽雄訳『新しい企業組織』日本能率協会, 1970年).
- 山川龍雄 (1995)「「技術者の先導役たれ」稼ぐ丸島・300人部隊」『日経ビジネス』1995年8月7日・14日号, pp. 54-60.
- 横山久芳 (2008a)「特許権の消尽—キヤノンインクタンク事件最高裁判決を素材として」『知財研フォーラム』第72巻, pp. 24-36.
- 横山久芳 (2008b)「特許権のリサイクル品の販売に特許侵害が認められた事例」『特許研究』第45巻, pp. 52-71.
- 【インタビューデータ】**
- 2014年7月1日
キヤノン株式会社 知的財産法務本部副本部長 高尾昌之氏
- 2014年9月1日
キヤノン株式会社 インクジェット事業本部インクジェット技術開発センター担当部長 中島一浩氏
(役職はインタビュー当時のものです.)